

「一者応札・応募の要因分析と改善方策」 (物品・役務等)

平成21年8月

1. はじめに

本学はこの度、より一層適正な契約に取り組むため、一般競争入札や企画競争を実施しても結果的に一者応札・応募となった契約について、その要因の洗い出しと分析を行い改善に向けた方策を策定したので、これを公表します。

(参考)

文部科学省が行った『一者応札・応募』に関する調査結果はこちら



<http://www-gpo3.mext.go.jp/kanpo/ousatuana.pdf>

2. 一者応札・応募の要因

本学が平成19年度及び20年度に行った一般競争契約（特定調達契約を含む。ただし工事契約は除く。）について調査をした結果、対象となる契約39件のうち一者応札となった契約は11件（28%）であった。

この11件について分析を行った結果、「受注できる見込みがない又は履行の確実性がない」を理由に入札等を辞退したと思われるケースが10件（91%）であり、残り1件は一般競争契約参加資格の制限（予定価格による等級制限）により参加できなかったものであった。

3. 改善方策

上記一者応札・応募の要因を踏まえ、滋賀大学ではより競争性を増すための方策として、以下の措置を講ずる。

改善策1：調達予定情報の提供と早期の執行

競争参加者が入札等に参加するための十分な準備期間を確保できるよう、調達予定情報を半期ごとに本学ホームページの調達情報サイトにて公表する。また、公告等期間の確保だけでなく、十分な履行期間を確保するためにも早期の執行に努める。

改善策2：詳細な調達情報の提供

公告等には詳細な仕様内容が明示されていないため、仕様書等（PDF版）の送付依頼など連絡が簡便にできるよう、本学ホームページの調達情報サイトに契約担当窓口の

メールアドレスを記載する。

改善策 3：競争参加者の積極的な発掘等

公告等をして入札等への誘引を行っても、供給者側の関心が薄く、競争参加者が少数（特に一社）と予想される場合は、入札等の可能な他の供給者の参加を促すため、公正性・公平性の観点を確認しつつ、調達機関自らが積極的に競争参加者の発掘に努める。

また、本学ホームページの調達情報サイトから、文部科学省の調達情報サイトに移ることができるようリンクを貼り、関係機関の調達情報提供も行う。

改善策 4：十分な公告等期間の確保

現在、公告等の期間は、企画競争方式も含め会計法令に定める一般競争入札の公告期間である原則10日以上（政府調達協定の対象となるものは原則50日以上）としており、適切な期間を確保している。しかしながら、より競争性を確保するための自主的措置として、競争参加者から企画書を提出させる総合評価落札方式及び企画競争については、原則として20日以上公告等の期間を確保することとする。

改善策 5：契約担当職員への周知徹底

契約担当職員向けの会計業務マニュアルに、上記に記した改善策もこれに盛り込み、その周知徹底を図る。